

## 他市との比較（第1章～第4章）

### 1. 富士見市自治基本条例第3条（情報の共有原則）

第3条 市民及び市は、まちづくりに関する情報を共有することを基本とする。

新座市	—
熊谷市	（情報共有原則） 第5条 市民及び市は、まちづくりに関する情報を共有することを原則とします。
三郷市	（情報の共有） 第29条 議会及び執行機関は、参加と協働のまちづくりを推進するため、市政に関する情報が市民等との共有財産であることを認識し、適切な情報の提供及び情報公開を推進するものとする。 2 市民等、議会及び執行機関は、まちづくりに関する情報を互いに共有するよう努めるものとする。
久喜市	—
鴻巣市	（基本原則） 第3条 市民及び市は、それぞれが持つまちづくりに関する情報について共有することを原則とする。 2 （略） 3 （略）
ふじみ野市	（自治の基本原則） 第5条 市民、市議会及び市長等は、前条に定める自治の基本理念に基づき、次に掲げる事項を原則として自治を推進するものとする。 (1) 市政に関する情報の共有を基本とすること。 (2) （略） (3) （略）
戸田市	（情報共有原則） 第6条 市民は、互いにまちづくりのための情報を提供し合い、共有できるよう努めます。 2 行政及び議会は、それぞれが持つまちづくりに関する情報を積極的に提供し、市民と共有します。
多摩市	（基本原則） 第4条 私たちのまちの自治は、市民の意思に基づき、次の各号に掲げる基本原則によって推進されなければなりません。 (1) （略） (2) 市民、市議会及び市の執行機関がまちづくりに関する互いの情報を共有すること。 (3) （略）

1. 富士見市自治基本条例第3条（情報の共有原則）

三鷹市	—
国分寺市	<p>（情報の共有）</p> <p>第14条 市は、市民自治の理念を実現するため、市民等に対し市政に関する情報を積極的かつ迅速に公表し、市民等と情報の共有を図らなければなりません。</p>
小平市	—
武蔵野市	<p>（基本原則）</p> <p>第3条 市民自治の推進は、市が、市政に関する情報（以下この条において「市政情報」という。）を適時に、かつ、適切な方法により、市民に対して分かりやすく提供するように努めることにより、市と市民とが市政情報を共有することができるようにすることを旨として行われるものとする。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 （略）</p> <p>4 （略）</p>
海老名市	<p>（市政運営の基本原則）</p> <p>第5条 市民、市議会及び行政は、前条に規定する海老名市の自治の基本理念を実現するため、市政運営の基本原則を次のように定めます。</p> <p>(1) 市民、市議会及び行政が相互に情報を提供し、共有すること。</p> <p>(2) （略）</p> <p>(3) （略）</p>
小田原市	<p>（まちづくりに必要な情報等の共有及び活用）</p> <p>第14条 市民及び市は、まちづくりの取組を効果的かつ継続的に進めるため、まちづくりに必要な情報、知識、技能等を適宜、適切な方法により相互に提供し、共有し、及び活用するよう努めるものとする。</p>

## 2. 富士見市自治基本条例第4条（市民参加の原則）

第4条 市は、市民参加の機会を保障し、市民の意思を市政に反映することを基本とする。

新座市	—
熊谷市	（市民参加の原則） 第3条 まちづくりは、市民一人一人が主体となりこれを推進することとし、市は、市民に市政への参加の機会を保障することを原則とします。
三郷市	—
久喜市	—
鴻巣市	（基本原則） 第3条 市民及び市は、それぞれが持つまちづくりに関する情報について共有することを原則とする。 2 市長その他の執行機関は、市民に参加の機会の充実を図ることを原則とする。 3 （略）
ふじみ野市	（自治の基本原則） 第5条 市民、市議会及び市長等は、前条に定める自治の基本理念に基づき、次に掲げる事項を原則として自治を推進するものとする。 (1) （略） (2) 市政に関する市民の参加を基本とすること。 (3) （略）
戸田市	（参加・参画の原則） 第5条 市民は、自治の主体として、積極的にまちづくりに参加し、また、計画段階から参画するよう努めます。 2 行政は、市民の意思をまちづくりにいかすため、市民がまちづくりに参画できる機会を保障します。
多摩市	（基本原則） 第4条 私たちのまちの自治は、市民の意思に基づき、次の各号に掲げる基本原則によって推進されなければなりません。 (1) （略） (2) （略） (3) 市民の自主的・自立的な参画が保障されること。
三鷹市	—
国分寺市	—
小平市	—
武蔵野市	（基本原則） 第3条 市民自治の推進は、市が、市政に関する情報（以下この条において「市政情報」という。）を適時に、かつ、適切な方法により、市民に対して分かりやすく提供するように努めることにより、市と市民とが市政情報を共有することができるように

2. 富士見市自治基本条例第4条（市民参加の原則）

	<p>することを旨として行われるものとする。</p> <p>2 市民自治の推進は、市が、市民の市政に参加する権利を保障するとともに、市政情報の共有を通じて、市民が市政に参加する機会を保障することを旨として行われるものとする。</p> <p>3 市民自治の推進は、市民、市議会議員（以下「議員」という。）、市長等及び市職員（以下「職員」という。）のみならず武蔵野市に関わる様々な主体が、市政情報を共有して市政に参加し、協働して公共的課題の解決を図ることを旨として行われるものとする。</p> <p>4 （略）</p>
海老名市	<p>（市政運営の基本原則）</p> <p>第5条 市民、市議会及び行政は、前条に規定する海老名市の自治の基本理念を実現するため、市政運営の基本原則を次のように定めます。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 市民が自発的意思に基づいて参加すること。</p> <p>(3) （略）</p>
小田原市	—

### 3. 富士見市自治基本条例第5条（協働の原則）

第5条 市民及び市は、相互理解と信頼関係を深めるとともに、お互いの知恵と力を出し合い協働によるまちづくりを進めることを基本とする。

新座市	—
熊谷市	（協働の原則） 第4条 市民及び市は、知恵を出し合い、協働によりまちづくりを進めることを原則とします。
三郷市	（協働の基本原則） 第42条 市民等及び執行機関は、地域課題の解決に向けて協働することができる。 2 協働にあたっては、互いに十分な協議を行い、協働の意義、目的及び役割分担について合意を図るものとする。
久喜市	—
鴻巣市	（基本原則） 第3条 市民及び市は、それぞれが持つまちづくりに関する情報について共有することを原則とする。 2 （略） 3 市民及び市は、それぞれの立場を理解して信頼関係を深め、協働によるまちづくりを推進することを原則とする。
ふじみ野市	（自治の基本原則） 第5条 市民、市議会及び市長等は、前条に定める自治の基本理念に基づき、次に掲げる事項を原則として自治を推進するものとする。 (1) （略） (2) （略） (3) 協働によるまちづくりを基本とすること。
戸田市	（協働の原則） 第4条 市民、議会及び行政は、それぞれが役割を意識し、それぞれの力を発揮し、互いを尊重し、まちづくりを進めます。
多摩市	—
三鷹市	—
国分寺市	—
小平市	—
武蔵野市	（基本原則） 第3条 市民自治の推進は、市が、市政に関する情報（以下この条において「市政情報」という。）を適時に、かつ、適切な方法により、市民に対して分かりやすく提供するように努めることにより、市と市民とが市政情報を共有することができるようにすることを旨として行われるものとする。 2 （略） 3 市民自治の推進は、市民、市議会議員（以下「議員」という。）、市長等及び市職

3. 富士見市自治基本条例第5条（協働の原則）

	<p>員（以下「職員」という。）のみならず武蔵野市に関わる様々な主体が、市政情報を共有して市政に参加し、協働して公共的課題の解決を図ることを旨として行われるものとする。</p> <p>4 （略）</p>
海老名市	<p>（市政運営の基本原則）</p> <p>第5条 市民、市議会及び行政は、前条に規定する海老名市の自治の基本理念を実現するため、市政運営の基本原則を次のように定めます。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) （略）</p> <p>(3) 市民、市議会及び行政が、対等かつ協力の関係を築き、課題解決のために、協働すること。</p>
小田原市	—

#### 4. 富士見市自治基本条例第6条（市民の権利）

<p>第6条 市民は、まちづくりの主体であり、市政に参加する権利及び市政に関する情報を知る権利を有する。</p> <p>2 市民は、自ら考え行動するために学ぶ権利を有する。</p>
--

新座市	<p>（市民の権利）</p> <p>第5条 市民は、市政に参画する権利を有する。</p> <p>2 市民は、市政に関する情報の公開を求める権利を有する。</p> <p>3 市民は、自己の情報を保護される権利を有する。</p> <p>4 市民は、安全な地域社会で、安心して生活し、及び活動する権利を有する。</p>
熊谷市	<p>（市民の権利）</p> <p>第6条 市民は、まちづくりの主体であり、市政に参加する権利を有します。</p> <p>2 市民は、市政に関する情報を知ることができます。</p>
三郷市	<p>（行政サービスを受ける権利）</p> <p>第4条 市民等は、法令、条例、規則等（以下「法令等」という。）の定めるところにより、行政サービスを受けることができる。</p> <p>（情報を知る権利）</p> <p>第5条 市民等は、市政に関する情報を知ることができる。</p> <p>（参加する権利）</p> <p>第6条 市民は、市政に参加することができる。</p> <p>2 市民等（市民を除く。）は、市民に準じ、市政に参加することができる。</p> <p>（まちづくりの自由）</p> <p>第7条 市民等は、自由にまちづくりを行うことができる。</p>
久喜市	<p>（市民の権利）</p> <p>第4条 市民は、法律、条例、規則等で定めるところにより、市政やまちづくりに参加する権利、市政に関する情報を知る権利、公共サービスの提供を受ける権利を有する。</p>
鴻巣市	<p>（市民の権利）</p> <p>第4条 市民は、市が保有する情報を知る権利を有する。</p> <p>2 市民は、まちづくりの主体として参加する権利を有する。</p>
ふじみ野市	<p>（市民の権利）</p> <p>第6条 市民は、市政に関する情報を知る権利を有するものとする。</p> <p>2 市民は、自治の主体として、市政に参加する権利を有するものとする。</p>
戸田市	<p>（市民の権利）</p> <p>第8条 市民は、まちづくりの担い手として、まちづくりに参加・参画する権利を有します。</p> <p>2 市民は、市政に関する情報を知る権利を有し、議会及び行政に対し、その保有する情報の公開を求めることができます。</p>

4. 富士見市自治基本条例第6条（市民の権利）

<p>多摩市</p>	<p>（市民の権利）</p> <p>第5条 市民は、まちづくりに参画する権利を有します。</p> <p>2 市民は、まちづくりに関し、自らの意見を表明し、又は提案することができます。</p> <p>3 市民は、まちづくりに関し、市議会及び市の執行機関の保有する情報を知ることができます。</p>
<p>三鷹市</p>	<p>（地域における市民の権利、責務等）</p> <p>第4条 市民は、地域における自治活動、コミュニティ活動、ボランティア活動等の社会貢献活動その他の自主的な活動を推進するために主体的に組織等を作り、他の何人からも干渉されず、自由に自立した活動を営むことができる。</p> <p>2 市民は、地域の諸課題の解決に向けて自ら行動し、市民自治を実現するため、まちづくりを主体的に行うことができる。</p> <p>3 市民は、前2項の活動を行うときに、自らの発言及び行動に責任を持つとともに、市民相互の連帯及び責任に基づき、互いの意見及び行動を尊重しなければならない。</p> <p>（市政における市民の権利、責務等）</p> <p>第5条 市民は、市政の主権者であり、市政に参加する権利を有する。この場合において、市政に参加しないことによって不利益な扱いを受けない。</p> <p>2 市民は、市政情報に関し知る権利を有するとともに、自己に係る個人情報の開示及び適正な措置を請求する権利を有する。</p> <p>3 市民は、法令又は条例の定めるところにより納税の義務を負うとともに、適正な行政サービスを受ける権利を有する。</p> <p>（事業者等の権利、責務等）</p> <p>第6条 事業者等は、自由に自立した活動を営むとともに、市民及び市と相互に連携及び協力を図り、協働の担い手としてまちづくりに参加する権利を有する。</p> <p>2 事業者等は、法令又は条例に定める責務を遵守するとともに、市民とともに地域社会を構成するものとしての社会的責任を自覚し、地域社会との調和を図り、安全でうるおいのある快適な環境の実現及びまちづくりの推進に寄与するよう努めなければならない。</p>
<p>国分寺市</p>	<p>（参加の権利）</p> <p>第4条 市民は、年齢、性別等にかかわらず、自らの意思を市政に反映させるため、参加の権利を有します。</p>
<p>小平市</p>	<p>（行政サービスを受ける権利及び負担の義務）</p> <p>第4条 市民及び市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体は、法令又は条例の定めるところにより、行政サービスを受ける権利を有し、及び市政の運営に要する費用を租税等により負担する義務を負う。</p> <p>（市政に参加をする権利）</p> <p>第5条 市民及び市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体は、市政に参加をする権利を有する。</p> <p>2 市民等（前項に掲げる者を除く。）は、同項に掲げる者に準じ、市政に参加をすることができる。</p>

4. 富士見市自治基本条例第6条（市民の権利）

	<p>（知る権利）</p> <p>第6条 市民等は、市政に関する情報を知る権利を有する。</p> <p>（まちづくり活動の自由）</p> <p>第7条 市民等は、まちづくり活動を自由に行うことができる。</p> <p>2 市民等は、まちづくり活動を行うに当たり、互いの意見及び行動を尊重するものとする。</p>
武蔵野市	<p>（知る権利の保障）</p> <p>第9条 市は、市民の市政への参加を促進するため、市民の知る権利について保障するものとする。</p>
海老名市	<p>（市民の権利）</p> <p>第6条 市民は、第4条に規定する自治の基本理念及び前条に規定する市政運営の基本原則を実現するために、次に掲げる権利を有します。</p> <p>(1) 市政に関する情報を知ること。</p> <p>(2) 市政に参加すること。</p> <p>(3) 公正かつ適正な行政サービスを享受すること。</p> <p>(4) 次代の社会を担う子どもが、市民として守られ、個人として尊重されること。</p>
小田原市	—

## 5. 富士見市自治基本条例第7条（市民の責務）

<p>第7条 市民は、前条に定める権利を行使して主体的にまちづくりに参加するよう努めるものとする。</p> <p>2 市民は、自らの有する技術、能力等をまちづくりに還元するよう努めるものとする。</p>
---

新座市	<p>（市民の責務）</p> <p>第6条 市民は、自らの発言と行動に責任を持ち、積極的に市政に参加し、及び協力するよう努めなければならない。ただし、市政に参加しないこと又は協力しないことを理由にいかなる不利益も受けない。</p>
熊谷市	<p>（市民の責務）</p> <p>第7条 市民は、主体的にまちづくりに参加するよう努めます。</p> <p>2 市民は、自らの持つ知識及び能力をまちづくりにいかすよう努めます。</p> <p>3 市民は、自ら考え行動するためにまちづくりについて学ぶよう努めます。</p> <p>（事業者の責務）</p> <p>第8条 事業者は、地域社会の一員として地域社会との調和を図り、まちづくりに貢献するよう努めます。</p>
三郷市	<p>（市民等の責務）</p> <p>第8条 選挙権又は市民投票権を有する市民は、当該権利を行使するよう努めるものとする。</p> <p>2 市民等は、法令等の定めるところにより、行政サービスに要する費用を税、使用料、手数料等により負担するものとする。</p> <p>3 市民等は、自らがまちづくりの主体であることを認識するとともに、参加と協働のまちづくりにあたっては、互いの意見及び行動を尊重するものとする。</p> <p>4 市民等は、地域社会との調和、環境への配慮その他の社会的責務を認識し、その責務を果たすよう努めるものとする。</p>
久喜市	<p>（市民の責務）</p> <p>第5条 市民は、基本原則で定める豊かな地域社会を形成するため、市政に関心を持ち、主体的にまちづくりに参加するよう努めるものとする。</p> <p>（コミュニティ）</p> <p>第21条 （略）</p> <p>2 市民は、よりよい地域社会の実現のため、コミュニティづくり及びコミュニティ活動に関心を持ち、自発的に参加するよう努めるものとする。</p>
鴻巣市	<p>（市民の責務）</p> <p>第5条 市民は、主体的にまちづくりに加わり、自らが持つ経験、知識及び能力を活用して、まちづくりに取り組むよう努めるものとする。</p> <p>2 市民は、まちづくりの主体であることを自覚し、自らの発言と行動に責任を持つものとする。</p>
ふじみ野市	<p>（市民の責務）</p> <p>第7条 市民は、相互の立場及び意見を尊重し、まちづくりの推進に努めるものとする。</p>

5. 富士見市自治基本条例第7条（市民の責務）

	<p>2 市民は、市政に参加及び協働する上で、自らの発言、決定及び行動に責任を持つものとする。</p> <p>（参加）</p> <p>第12条 市民は、市政への多様な参加の機会を捉え、積極的な参加に努めるものとする。</p>
戸田市	<p>（市民の役割）</p> <p>第9条 市民は、自治の主体であることを自覚し、市民相互の連携を図って地域課題を自ら解決する意識を持つよう努めます。</p> <p>2 市民は、互いに尊重し合い、かつ、近隣との交流を深め、共に助け合える地域社会づくりに努めます。</p> <p>3 住民は、町会・自治会等及びボランティア団体等をまちづくりの担い手と認識し、その活動を尊重するよう努めます。</p> <p>（市民活動団体の役割）</p> <p>第10条 町会・自治会等は、多くの地域住民の参画を促しつつ、子どもや若者も参加しやすい地域に根ざしたまちづくりを推進するよう努めます。</p> <p>2 町会・自治会等及びボランティア団体等は、開かれた団体運営に努めるとともに、次代を担う指導者の育成に努めます。</p> <p>3 町会・自治会等及びボランティア団体等は、互いに連携し、協力してより良いまちづくりに努めます。</p>
多摩市	<p>（市民の義務）</p> <p>第6条 市民は、まちづくりに参画するにあたり自らの発言及び行動に責任を持つものとしします。</p> <p>2 市民は、前条で定める権利の行使にあたり、公共の福祉、次世代及び市の将来に配慮するものとしします。</p>
三鷹市	<p>（地域における市民の権利、責務等）</p> <p>第4条 市民は、地域における自治活動、コミュニティ活動、ボランティア活動等の社会貢献活動その他の自主的な活動を推進するために主体的に組織等を作り、他の何人からも干渉されず、自由に自立した活動を営むことができる。</p> <p>2 市民は、地域の諸課題の解決に向けて自ら行動し、市民自治を実現するため、まちづくりを主体的に行うことができる。</p> <p>3 市民は、前2項の活動を行うときに、自らの発言及び行動に責任を持つとともに、市民相互の連帯及び責任に基づき、互いの意見及び行動を尊重しなければならない。</p> <p>（市政における市民の権利、責務等）</p> <p>第5条 市民は、市政の主権者であり、市政に参加する権利を有する。この場合において、市政に参加しないことによって不利益な扱いを受けない。</p> <p>2 市民は、市政情報に関し知る権利を有するとともに、自己に係る個人情報の開示及び適正な措置を請求する権利を有する。</p> <p>3 市民は、法令又は条例の定めるところにより納税の義務を負うとともに、適正な行政サービスを受ける権利を有する。</p>

5. 富士見市自治基本条例第7条（市民の責務）

	<p>（事業者等の権利、責務等）</p> <p>第6条 事業者等は、自由に自立した活動を営むとともに、市民及び市と相互に連携及び協力を図り、協働の担い手としてまちづくりに参加する権利を有する。</p> <p>2 事業者等は、法令又は条例に定める責務を遵守するとともに、市民とともに地域社会を構成するものとしての社会的責任を自覚し、地域社会との調和を図り、安全でうるおいのある快適な環境の実現及びまちづくりの推進に寄与するよう努めなければならない。</p>
国分寺市	<p>（参加と協働における市民等の責務）</p> <p>第5条 市民等は、市民自治を推進する責任が自らにあることを認識し、参加と協働に当たっては、自らの言動に責任を持つとともに、互いの意見を尊重するように努めます。</p>
小平市	<p>（法人等の社会的責任）</p> <p>第9条 市内で活動する法人その他の団体は、業務の適正かつ適切な遂行、地域社会との調和、環境への配慮その他の社会的責任を十分に自覚し、その立場において当該責任を果たすよう努めなければならない。</p>
武蔵野市	<p>（市民の役割）</p> <p>第4条 市民は、自らが自治の主体であり、かつ、民主主義の担い手であることを自覚して行動するよう努めるものとする。</p> <p>2 市民は、現在及び将来の市民に配慮するとともに、持続可能な社会の実現に向けて行動するよう努めるものとする。</p> <p>3 市民は、互いにその自由、人権及び人格を尊重するものとする。</p>
海老名市	<p>（市民の責務）</p> <p>第7条 市民は、基本理念及び基本原則を実現するために、次に掲げる責務を有します。</p> <p>(1) お互いに尊重し合い、快適な社会環境の創造に努める社会的責任の自覚を持つこと。</p> <p>(2) お互いの協力により、安心して安全なまちづくりの推進に寄与すること。</p> <p>(3) 市政運営に係る経費を公正かつ適正に負担すること。</p>
小田原市	<p>（市民の役割）</p> <p>第5条 市民は、まちづくりに参加する権利を生かすため、自らの行動に責任を持ち、それぞれの持つ力及び費やすことができる時間を使い、自発的にまちづくりに関与するよう努めるものとする。</p>

## 6. 市議会・議員の責務関係（富士見市自治基本条例第8条）

<p>(市議会の責務)</p> <p>第8条 市議会は、直接選挙により選ばれた代表者である議員によって構成される意思決定機関であることから、市民の意思が市政に反映されるよう努めるとともに、市政運営が適正に行われるよう調査し、監視する機能を果たすよう努めなければならない。</p>	
新座市	<p>(市議会の責務)</p> <p>第7条 市民の代表である議員により組織された市議会は、市民の意思を市政に反映させるために、その把握に努めなければならない。</p> <p>2 市議会は、開かれた議会運営を推進するため、市議会の活動に関して、市民に説明する責任を有するとともに、市民と情報を共有するよう努めなければならない。</p> <p>(市議会議員の責務)</p> <p>第8条 市議会議員は、政策提案能力及び政策審議能力を高め、誠実に職務を遂行しなければならない。</p>
熊谷市	<p>(議会の責務)</p> <p>第9条 議会は、市政の監視や政策の立案に当たっては、市民の意思が市政に反映されるよう努めます。</p> <p>2 議会は、情報の公開を進め、開かれた議会運営に努めます。</p> <p>(議員の責務)</p> <p>第10条 議員は、積極的に市民の意向を把握し、市民全体のために職務を行うことにより、まちづくりに貢献するよう努めます。</p> <p>2 議員は、議会及び議員活動に関する情報について、市民に説明するよう努めます。</p>
三郷市	<p>(議会の役割及び権限)</p> <p>第9条 議会は、市民から選ばれた議員で構成される市政の意思決定機関として市民の信託に応えるものとする。</p> <p>2 議会は、市政運営の監視及び政策立案の機能を有し、市民の視点に立った権限の行使に努めるものとする。</p> <p>(議会の運営)</p> <p>第10条 議会は、市民等の意見を十分反映し、市民等に分かりやすく、市民等から信頼される、開かれた議会の実現に努めるものとする。</p> <p>(議員の責務)</p> <p>第11条 議員は、自らの責任を自覚し、自己研鑽、多様な市民等の意見の把握及び議会活動に関する情報の提供に努め、常に市民等の福祉の向上を行動の指針として、その職務を誠実に行うものとする。</p>
久喜市	<p>(議会の責務)</p> <p>第6条 議会は、市の意思決定機関として、市民の意思が市政に反映されるよう努めなければならない。</p> <p>2 議会は、情報公開を推進し、開かれた議会運営に努めなければならない。</p> <p>(議員の責務)</p> <p>第7条 議員は、市民の代表者として、市民の意見を積極的に把握し、誠実にその職務</p>

6. 市議会・議員の責務関係（富士見市自治基本条例第8条）

	を遂行するよう努めなければならない。
鴻巣市	<p>（議会の責務）</p> <p>第6条 議会は、意思決定機関として、市民の意思が市政に反映されるよう努めなければならない。</p> <p>2 議会は、適正に市政が運営されているかを監視し、けん制する機能を果たさなければならない。</p> <p>3 議会は、議会に関する情報を公開し、開かれた議会運営に努めなければならない。</p> <p>（議員の責務）</p> <p>第7条 議員は、市民の意思を把握し、公平、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。</p> <p>2 議員は、議会の活動に関する情報を市民に提供するよう努めなければならない。</p> <p>3 議員は、政策立案能力を発揮するために常に自己研さんに励むものとする。</p>
ふじみ野市	<p>（市議会の責務）</p> <p>第8条 市議会は、意思決定機関として市民の意思が市政運営に反映されるよう努めなければならない。</p> <p>2 市議会は、適正に市政が運営されているかを監視し、けん制する機能を果たさなければならない。</p> <p>（市議会議員の責務）</p> <p>第9条 市議会議員は、市民の代表者として公正かつ誠実に職務の遂行に努めなければならない。</p>
戸田市	<p>（議会の役割）</p> <p>第11条 議会は、戸田市議会基本条例（平成24年条例第1号）の定めるところにより、次のとおり活動します。</p> <p>(1) 公正性、透明性及び信頼性を重視する議会運営を目指すとともに、市民にとって分かりやすい議会運営に努めます。</p> <p>(2) 市民に対し積極的な情報公開に努め、説明責任を果たします。</p> <p>(3) 市民の立場に立ち、市政の監視及び評価の強化に努めます。</p> <p>(4) 市民との意見交換の場を多様に設け、政策能力の強化や政策提言の拡大を図ります。</p>
多摩市	<p>（市議会の責務）</p> <p>第10条 市議会は、その権限を行使することにより、私たちのまちの自治の発展及び市民の福祉の向上に努めなければなりません。</p> <p>2 市議会は、情報を公開し、市民に開かれた議会運営に努めなければなりません。</p> <p>（市議会議員の責務）</p> <p>第11条 市議会議員は、市民の代表者としての品位と名誉を保持し、常に市民全体の利益を行動の指針とします。</p> <p>2 市議会議員は、市議会の責務を遂行するため、自己研鑽に努めなければなりません。</p>
三鷹市	<p>（市議会の役割、責務等）</p> <p>第7条 市議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定に基づき、市民の直接選挙により信託を受けた議員によって構成される意思決定機関であり、市民の信託</p>

6. 市議会・議員の責務関係（富士見市自治基本条例第8条）

	<p>に定めるため、事案の決定、市政の監視及びけん制を行うものとする。</p> <p>2 市議会は、市民への情報提供を積極的に推進するとともに、市民に開かれた議会運営に努めなければならない。</p> <p>3 市議会は、前2項の役割、責務等を果たすため、市議会の持つ権能を最大限に発揮して活動するものとする。</p>
国分寺市	<p>（議会の責務）</p> <p>第17条 議会は、この条例の基本理念に基づいて、効率的かつ効果的な議会運営に努め、市民の信託に応えなければなりません。</p> <p>2 議会は、議員によって構成された意思決定機関であり、その権限を行使し、市政運営の監視、政策の提案、決定等を行わなければなりません。</p> <p>（議員の責務）</p> <p>第19条 議員は、市民の代表者として誠実に職務を遂行しなければなりません。</p> <p>2 議員は、審議能力、立法能力等を高めるための研さんに努めなければなりません。</p>
小平市	<p>（議会の責務）</p> <p>第18条 議会は、小平市にふさわしい条例の制定等に努めるとともに、市政が適正に運営されているかについて、市民の視点で監視し、及びけん制する役割に努めるものとする。</p> <p>2 議会は、議決等を行うに当たり、十分な審議に努めるものとする。</p> <p>3 議会は、会議の公開及び情報の提供を行うことにより、市民と情報の共有を図り、市民に説明責任を果たすよう努めるものとする。</p> <p>（議員の責務）</p> <p>第19条 議員は、公職者としての責任を自覚し、その職務を果たすよう努めるものとする。</p> <p>2 議員は、市民の意思に配慮した政策の提言及び立案に努めるものとする。</p>
武蔵野市	<p>（議会の責務）</p> <p>第5条 議会は、武蔵野市における自治の発展に寄与するよう努めなければならない。</p> <p>2 議会は、市民の意思を市政に反映させるよう努めるものとする。</p> <p>3 議会は、総合的かつ計画的な市政運営が行われているかどうか及び市民の意思が市政に適切に反映されているかどうかについて、市長等の事務の執行状況の監視及び評価をするとともに、自らも政策の立案、提言等を行うものとする。</p> <p>4 議会は、市民参加の前提となる情報共有を図るため、何人に対しても開かれた議会の運営に努めなければならない。</p> <p>（議員の役割）</p> <p>第6条 議員は、市民の意思を市政に反映させるため、公共的課題及び市民の意見の把握に努めるものとする。</p> <p>2 議員は、一部の市民の利益ではなく、市民全体の利益を追求するものとする。</p> <p>3 議員は、市民の多様な意見を代表して、その信託に応えるものとする。</p>
海老名市	<p>（市議会の責務）</p> <p>第8条 市議会は、市民の意思を市政に実現させる責務を有します。</p> <p>（市議会議員の責務）</p>

6. 市議会・議員の責務関係（富士見市自治基本条例第8条）

	<p>第9条 市議会議員は、市議会において市民の意思を市政に実現させるため、次に掲げる責務を有します。</p> <p>(1) 市民の意思の的確な把握に努め、市民の期待に応えること。</p> <p>(2) 品位を保ち、自己研鑽に努め、常に市民全体の福祉向上を行動の指針とすること。</p>
小田原市	<p>(議会及び議員の責務等)</p> <p>第10条 議会は、市民の代表として選ばれた議員によって構成される議事機関として、市の意思決定、市政の監視及び調査、政策の提言等の権能を行使するものとする。</p> <p>2 議会及び議員は、議会の審議に関する情報、市政の課題等を分かりやすく市民に周知するよう努めるものとする。</p> <p>3 議会及び議員は、市民の意見を議会の審議に生かすため、交流又は対話の機会を設けて市民の意見を聴くよう努めるものとする。</p> <p>4 市民は、議会活動の充実のために協力するよう努めるものとする。</p>

**7. 富士見市自治基本条例第9条（市の責務）**

<p>第9条 市は、市民参加の機会を拡充するとともに、市政に関する市民の意見及び提案を総合的に検討し、適切に市政に反映させなければならない。</p> <p>2 市は、市民に対し、まちづくりに関する情報及び学習の機会の提供に努めなければならない。</p>
--

新座市	<p>（市の責務）</p> <p>第9条 市は、第4条の基本理念にのっとり、この条例の目的の達成に必要な施策を講じなければならない。</p>
熊谷市	—
三郷市	<p>（市長を除く執行機関の責務）</p> <p>第13条 市長を除く執行機関は、設置の目的に応じた責務を負い、この条例を遵守し、互いに協力して市政を運営するものとする。</p> <p>（参加する権利の保障）</p> <p>第33条 執行機関は、政策過程において、市政運営の効率性の確保に配慮しつつ、市民等の参加する権利を保障するとともに、そのための制度の充実に努めるものとする。</p> <p>2 市民等の市政への参加は、政策過程の質の向上を目的とするものであり、市政を運営するにあたり、執行機関が負うべき責任及び義務を軽減するものと解してはならない。</p> <p>（学習・調査研究の支援）</p> <p>第41条 執行機関は、市民等が参加し、十分な効果をあげられるよう、市民等が市政や地域社会の課題について学習し、及び調査研究するための支援に努めるものとする。</p>
久喜市	<p>（市の執行機関の責務）</p> <p>第9条 市の執行機関は、市民の福祉の増進を図るため、公正かつ誠実に市政を執行するとともに、次に掲げる責務を有する。</p> <p>(1) 計画的で効果的な行政運営を行い、最少の経費で最大の効果を挙げるよう努めること。</p> <p>(2) 市政に関する市民の意見を積極的に把握し、適切に市政に反映するよう努めること。</p> <p>(3) 社会情勢及び行政需要に的確に対応し、かつ、簡素で効率的な組織編成に努めること。</p> <p>（市民の市政への参画）</p> <p>第23条 市の執行機関は、別に条例で定めるところにより、市民が市政に参画できるようにその機会の拡充に努めるものとする。</p>
鴻巣市	<p>（市民の責務）</p> <p>第5条 市民は、主体的にまちづくりに加わり、自らが持つ経験、知識及び能力を活用して、まちづくりに取り組むよう努めるものとする。</p>

7. 富士見市自治基本条例第9条（市の責務）

	<p>2 市民は、まちづくりの主体であることを自覚し、自らの発言と行動に責任を持つものとする。</p>
ふじみ野市	—
戸田市	<p>（行政の役割）</p> <p>第12条 行政は、公平・公正な市政運営を行います。</p> <p>2 行政は、職員の意見を積極的に取り入れつつ行政改革や事務改善等を進めるとともに、職員が市民と対話しやすい職場環境づくりに努めます。</p>
多摩市	—
三鷹市	—
国分寺市	<p>（行政委員会の責務と委員の選任）</p> <p>第22条 行政委員会は、その機能を十分に果たすとともに、この条例の基本理念に基づいて運営されなければなりません。</p> <p>2 市長は、教育委員会委員、監査委員、農業委員会委員及び固定資産評価審査委員会委員の選任に当たっては、この条例の基本理念に基づき、公平性及び透明性の確保に努めなければなりません。</p> <p>（教育委員会の役割と責務）</p> <p>第23条 教育委員会は、児童、生徒をはじめすべての市民に対する教育環境の充実に努めるとともに、教育及び文化の発展に寄与するよう努めなければなりません。</p>
小平市	—
武蔵野市	<p>（市民参加の権利及び機会の保障）</p> <p>第14条 市は、市民の市政に参加する権利及び市民が市政に参加する機会を保障するものとする。</p>
海老名市	<p>（行政の責務）</p> <p>第13条 行政は、基本理念及び基本原則を実現するために、次に掲げる責務を有します。</p> <p>(1) 市民の福祉の増進を図るため、公正かつ適正な市政運営を行うこと。</p> <p>(2) その組織を不断に見直すことによって、社会情勢の変化及び多様化する地域課題に、迅速かつ的確に対応する行政運営を行うこと。</p> <p>(3) 市政に関する市民からの相談、意見、要望等に、誠実かつ迅速に対応すること。</p>
小田原市	<p>（市の執行機関の責務）</p> <p>第12条 市の執行機関は、市民自治を推進するため、市民の立場に立って政策を実施するとともに、市民の持つ意欲、知識等をまちづくりに生かすよう努めなければならない。</p> <p>2 市の執行機関は、市民に対する説明責任を意識し、政策の立案、実施等に関する情報を市民に対して適切に提供するよう努めなければならない。</p> <p>3 市の執行機関は、市民からの意見等に対して誠実に対応するよう努めなければならない。</p>

## 8. 富士見市自治基本条例第10条（市長の責務）

第10条 市長は、市民の信託にこたえ、市政の代表者としてこの条例を遵守するとともに、公正かつ誠実に市政運営を行わなければならない。

新座市	<p>（市長の責務）</p> <p>第10条 市長は、市の代表者として、公正かつ誠実に市政を執行しなければならない。</p> <p>2 市長は、開かれた市政運営を行い、かつ、健全な財政運営を行わなければならない。</p> <p>3 市長は、行政の各分野にまたがる問題について、総合的な調整を図らなければならない。</p> <p>4 市長は、市職員を適切に指揮監督するとともに、その能力向上を図り、効率的に職務を行わせなければならない。</p>
熊谷市	<p>（市長の責務）</p> <p>第11条 市長は、この条例の基本原則にのっとり、誠実かつ公正に市政運営に当たります。</p> <p>2 市長は、市政運営に当たっては、市民参加の機会を拡充し、市民の意見を適切に反映するよう努めます。</p>
三郷市	<p>（市長の責務）</p> <p>第12条 市長は、市民の信託を受けて市民を代表する公職についたことを強く認識し、公正かつ誠実に市政を運営するものとする。</p> <p>2 市長は、市政の運営にあたっては、自らの考えを市民等に明らかにするとともに、多様な市民等の意見を十分に把握するものとする。</p> <p>3 市長は、市職員に対して、この条例の遵守を求めるとともに、市職員が自治の実現のために必要な能力を向上させ、政策形成を行えるよう、適切に環境を整備するものとする。</p>
久喜市	<p>（市長の責務）</p> <p>第8条 市長は、市の代表者として、市民の意向を適正に判断し、誠実に市政を執行する責務を有する。</p>
鴻巣市	<p>（市長の責務）</p> <p>第8条 市長は、公平、公正かつ誠実に市政運営に当たらなければならない。</p> <p>2 市長は、市民の意見を適切に反映させた市政を実現するため必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>3 市長は、効率的な市政運営を図るため、適切な人員の配置に努めるとともに職員の能力を向上させ、職員を指揮監督するものとする。</p>
ふじみ野市	<p>（市長の責務）</p> <p>第10条 市長は、市の代表者として、市民とともに自治を推進するという認識に立ち、市民の意思を反映した市政運営に努め、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。</p>

8. 富士見市自治基本条例第10条（市長の責務）

	<p>2 市長は、社会、経済情勢等の変化に適切に対応し、効果的かつ機能的な組織及び制度を構築するとともに、市の職員の能力の向上に努めるものとする。</p>
戸田市	<p>（市長の役割）</p> <p>第13条 市長は、中長期的視点から市の将来像を示し、まちの発展のため総合的かつ計画的な市政運営を行います。</p> <p>2 市長は、理想のまちの実現に向け、市民及び議会にまちづくりの推進を働きかけます。</p>
多摩市	<p>（市長の責務）</p> <p>第14条 市長は、第4条に定める基本原則に基づき、自治の充実発展及び市民の福祉の向上に必要な施策を講じなければなりません。</p> <p>2 市長は、新たな行政課題等に対応できるよう、機動的かつ柔軟な組織運営及び事務執行を行い、最少の経費で最良の行政サービスを提供できるよう努めなければなりません。</p>
三鷹市	<p>（市長の責務）</p> <p>第9条 市長は、その地位が市民の信託によるものであることを認識し、市政の代表者として市民の信託に応え、市民自治の理念を実現するため、公正かつ誠実に市政運営に当たらなければならない。</p> <p>2 市長は、毎年度、市政運営の方針を明確に定めるとともに、その達成状況を市民及び市議会に説明しなければならない。</p>
国分寺市	<p>（市長の責務）</p> <p>第20条 市長は、この条例の基本理念及び市政運営の基本原則を遵守して市政を推進しなければなりません。</p> <p>2 市長は、地方主権の確立を担う創造性豊かな職員の育成を図り、効果的に市政を運営しなければなりません。</p>
小平市	<p>（市長の責務）</p> <p>第20条 市長は、公職者としての責任を自覚し、公正かつ誠実に市政を運営し、市民本位の市政を推進しなければならない。</p> <p>2 市長は、市政の総合的かつ計画的な方針を示し、市政を運営しなければならない。</p>
武蔵野市	<p>（市長等の責務）</p> <p>第7条 市長は、武蔵野市の代表者として、市政を総合的に調整し、公正かつ誠実に運営しなければならない。</p> <p>2 市長等は、職員を育成し、及び職場環境を整備することにより市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上を図り、もって武蔵野市に対する市民の満足度を向上させるよう努めなければならない。</p> <p>3 市長等は、その保有する情報を分かりやすく提供できるよう努めることにより、市民との情報共有を図らなければならない。</p> <p>4 市長等は、市民の意見を把握し、市政に適切に反映させるよう努めるものとする。</p>

8. 富士見市自治基本条例第10条（市長の責務）

海老名市	<p>（市長の責務）</p> <p>第11条 市長は、基本理念及び基本原則を実現するために、市民の信託に基づき、公正かつ誠実に職務を行う責務を有します。</p>
小田原市	<p>（市長の責務）</p> <p>第11条 市長は、その権限を適切に行使し、長期的な視野に立って公正に市政を先導しなければならない。</p> <p>2 市長は、市政を先導するに当たり、市政の課題及びその解決への道筋について、議会の理解を得るよう努め、かつ、交流又は対話の機会を設けて市民の意見を聴くよう努めなければならない。</p>

## 9. 富士見市自治基本条例第11条（市職員の責務）

<p>第11条 市職員は、市民全体の奉仕者であるとともに、自らも地域の一員であることを自覚し、市民との信頼関係の向上に努めなければならない。</p> <p>2 市職員は、この条例の目的の達成のために必要な能力の開発及び向上に努めなければならない。</p>
---

新座市	<p>（市職員の責務）</p> <p>第11条 市職員は、全体の奉仕者として、法令を遵守し、公正かつ誠実に、及び効率的に職務を執行しなければならない。</p> <p>2 市職員は、市民の信頼にこたえ、市民が満足を得ることができるよう、知識、技術等能力の向上を図らなければならない。</p>
熊谷市	<p>（職員の責務）</p> <p>第12条 職員は、全体の奉仕者として、常に自己研鑽に努め、誠実かつ公正に職務を行います。</p> <p>2 職員は、積極的にまちづくりの推進に当たります。</p>
三郷市	<p>（市職員の責務）</p> <p>第14条 市職員は、市民等の視点に立って、全体の奉仕者として公正かつ誠実に職務を遂行するとともに、まちづくりにおいて市民等が連携を図れるよう努めるものとする。</p> <p>2 市職員は、常に、職務の遂行に必要な知識の習得及び能力の向上に取り組むものとする。</p>
久喜市	<p>（職員の責務）</p> <p>第10条 職員は、全体の奉仕者として、公共の利益のために必要な知識、技能等の向上を図り、職務を遂行する責務を有する。</p> <p>2 職員は、自らも市民の一員であることを自覚し、幅広い視点から誠実かつ効果的に職務を遂行する責務を有する。</p>
鴻巣市	<p>（職員の責務）</p> <p>第10条 職員は、全体の奉仕者として、公平、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。</p> <p>2 職員は、職務の遂行に必要な知識の習得及び技能の向上に努めなければならない。</p> <p>3 職員は、積極的に市民と連携し、まちづくりを推進するものとする。</p>
ふじみ野市	<p>（市の職員の責務）</p> <p>第11条 市の職員は、法令等を遵守し、公正、誠実、効率的及び効果的に職務を遂行しなければならない。</p> <p>2 市の職員は、職務の遂行に必要な知識、技能等の習得及び自己研さんに努めなければならない。</p>
戸田市	<p>（職員の役割）</p> <p>第14条 職員は、職務の遂行に必要な知識の習得と技能の向上に努め、市民との信頼関係のもと、まちづくりに取り組みます。</p>

9. 富士見市自治基本条例第11条（市職員の責務）

多摩市	—
三鷹市	—
国分寺市	<p>（職員の責務）</p> <p>第25条 職員は、全体の奉仕者であることを自覚し、法令及び条例等の規定を遵守するとともに、能力の向上に努め、この条例の基本理念及び市政運営の基本原則に基づいて職務を公正かつ誠実に執行しなければなりません。</p>
小平市	<p>（職員の責務）</p> <p>第22条 職員は、市民のために公正かつ誠実に職務を遂行し、市民の信頼にこたえ、市民本位の市政を推進しなければならない。</p> <p>2 職員は、職務の遂行に必要な知識の習得及び能力の向上に努めなければならない。</p>
武蔵野市	<p>（職員の責務）</p> <p>第8条 職員は、市長、議長その他の任命権者の監督のもとに、法令を遵守し、誠実に、公正に及び能率的に職務を遂行しなければならない。</p> <p>2 職員は、自らが自治の担い手であることを自覚するとともに、市民の信頼に応え、様々な公共的課題に対して、市民全体の利益を確保する観点から職務を遂行するよう努めなければならない。</p> <p>3 職員は、災害等の緊急時においては、市民及び関係機関と協力して市民の安全確保に努めなければならない。</p>
海老名市	<p>（市職員の責務）</p> <p>第12条 市職員は、基本理念及び基本原則を実現するために、市民との協働の視点を持ち、自己研鑽に努め、その能力を最大限に発揮する責務を有します。</p>
小田原市	<p>（市職員の責務）</p> <p>第13条 市の職員は、市民との協働を実践することにより、相互の信頼関係を構築するよう努めなければならない。</p>